

# 時間外労働等協定届 の一括届出について

東京労働局・労働基準監督署

**36 協定について、本社と各事業場の内容が同一である場合に、一定の要件を満たせば本社を管轄する監督署に一括して届け出ることができます。**

## 一定の要件とは

- 1 本社代表者と当該会社の労働組合本部の長とが締結した協定であること。
- 2 当該労働組合が各事業場ごとにその事業場の労働者の過半数で組織されていること。
- 3 本社及び本社を除く各事業場の 36 協定の内容（協定当事者を含む）が同一であること。  
内容が同一とは各様式の記載事項において「労働保険番号」、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数（満18歳以上の者）」、「協定の成立年月日」以外が同一であることをいいます。
- 4 本社以外の各事業場の名称・所在地・労働者数・事業場所轄監督署名を記した一覧表（以下、「リスト」という。）を用意すること（記載例を参照してください）。
- 5 36 協定の内容（協定当事者を含む）が同一であること、及び当該労働組合が各事業場ごとに労働者の過半数で組織されていることを明らかにする書面を添付すること（例：リストに附記する等）。  
※ただし、電子申請により届け出の場合に限り、協定当事者が各事業場の労働者の過半数で組織した労働組合でなくても本社一括届出を行うことが可能となるなど、上記要件の一部は適用されません。

## 一括届出の方法

- 1 上記の要件を踏まえた上で、本社分36協定届とリスト（2部）を本社所轄監督署に提出して下さい。また、36協定届について控え（副本）が必要な場合は、提出用（原本）と併せて2部提出して下さい。なお、副本とリスト（1部）はお返しします。
- 2 本社所轄監督署に提出後、すみやかに東京労働局「36協定届配送作業室」に本社を除く事業場分の36協定届をそれぞれ1部ずつ提出（送付）して下さい。ただし、事業場所轄監督署が本社と同じ所轄監督署である場合は、従来どおり本社所轄監督署に提出して下さい。

〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階

東京労働局 労働基準部 監督課内

〇〇労働基準監督署（支署）36 協定届配送作業室

※〇〇には、本社を管轄する監督署（支署）名を入れて下さい。

- 3 配送作業室から各事業場の所轄監督署へ 36 協定届を送付いたします。

## 留意事項

- 1 配送作業室では所轄監督署の受理印を副本に押印・返却する取扱いは行っておりませんので、本社以外の各事業場分の副本が必要な場合は、本社分 36 協定届及びリストの写しで代用して下さい。
- 2 本社一括届出は、本社分とともに行う必要がありますので、本社を除く各事業場分のみ提出は受理できません。
- 3 一括届出による各事業場分の 36 協定届の受理年月日は本社所轄監督署が受理した日となります。
- 4 各事業場分の 36 協定届には支店名など名称等を記入し、リストとの対応関係を明確にしてください。
- 5 一括届出の受理がなされた 36 協定届について、法令・通達等に適合しない部分がある場合や一括届出を行う目的で各事業場において実態とは異なった協定を提出された場合などにおいて、事業場所轄監督署から当該事業場に対し指導を行うことがあります。
- 6 本社が東京以外に所在する場合の一括届出については、事前に本社を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。



《記載例》

36協定の本社一括届出における本社以外の各事業場一覧表

(本社名称 東京局販売株式会社)

番号	事業の名称	事業の所在地	労働者数 (内労働組合員数)	所轄 監督署
1	東京局販売株式会社 千葉営業所	千葉県千葉市中央区〇〇〇 (043-000-0000)	15 (10)	千葉
2	東京局販売株式会社 名古屋営業所	愛知県名古屋市中区〇〇〇 (052-000-0000)	15 (12)	名古屋北
3	東京局販売株式会社 大阪営業所	大阪府大阪市中央区〇〇〇 (06-0000-0000)	18 (15)	大阪中央

上記事業場においては、労働組合が労働者の過半数で組織されていること、及び協定内容が本社と同一内容であることは間違いありません。

本社点検者職氏名 人事部長 〇〇 〇〇

(連絡先電話番号 03-0000-0000)

(注)①各事業場は、おおむね北から順にまとめてください。

②上記の様式は、東京労働局のホームページにも掲載しています。

